

伊方町農業支援センターだより

Farmer's Communication Magazine For IKATA Member's

『更なる連携強化によって、伊方町の農業に活力と元気を！』



伊方町長 やました かずひこ 山下 和彦

平成 27 年の収穫の時期を迎え、町内の柑橘農家の皆様には、収穫作業等に大変お忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

今年は、前半においては低温・多雨・日照不足に加えて台風接近による降雨の影響が心配されていたものの、9 月以降における少雨により糖度が高く、また、気温が低く推移したことによる色づきも良く早い仕上がりがとなったようで、皆様の努力の甲斐があったようであります。

また、販売状況については極早生の残果はほとんどなく早生へのバトンタッチが良い形で迎えることができたとお聞きしております。

ただ、果実肥大期における降雨や風の影響を多少ながら受けていることや、早期着色による入荷増など販売環境も予断を許さない状況であるとのことで、今後の動向をとっても心配しております。

一方、農業をとりまく情勢は、TPP の農業対策や農協法改正により大きな転換期を迎え、加えて以前から後継者・担い手不足、耕作放棄地の増加、有害鳥獣対策などの課題が山積しており、年毎にますます厳し

くなる状況と言っても過言ではありません。

私は、伊方町の基幹産業である第一次産業の活性化なくして、町の未来はないと強く感じています。そのためには、第一次産業に活力と元気を取り戻すと同時に魅力を発信しなければならないと思っています。この、佐田岬半島の恵まれた自然環境を最大限に活かして、第一次産業で生計を立てている町民のみなさんが豊かで快適に暮らせるような対策が必要です。具体的には、新規就業者の確保と担い手の育成、農作業支援の仕組みづくり、高品質・安定生産のための施策、地域特性に応じた農地集積や整備の促進など、町としての支援に積極的に取り組んでいます。

さらには、第一次産業を活性化するためには、町民一人ひとりが「地域をよくしよう」と考え、自ら行動することが最も重要な要素と考えておりますので、皆様のご意見・ご要望をお気軽に農業支援センターもしくは各総合支所へお寄せ下さるようお願い申し上げます。

結びに、平成 28 年が皆様方にとりまして、より良い年になりますよう祈念申し上げ、ご挨拶といたします。

CONTENTS

1. ごあいさつ 伊方町長 山下和彦 氏
- 2～3. 5 年後の農業を考える！
～人・農地プランの活用～
4. イノシシ捕獲実績と遭遇時の注意事項及び伊方町の新規就農者紹介
- 5～7. 鳥獣による農作物被害をなくすために！
8. 営農だより
9. 確定申告に関するお願い
10. 農作業支援 稼働中
11. 農作業支援希望申込書
12. 女性農業者の皆さんへあなた自身の年金を !

伊方町農業支援センター (JA にしうわ 営農管理センター内)



No.15

企画発行 / 伊方町地域担い手育成総合支援協議会 (伊方町農業支援センター内)

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993-2

JA にしうわ伊方支店 営農管理センター内

TEL (0894) 38-0311 FAX (0894) 38-1063

◆ 瀬戸・三崎地区の受付窓口 ◆

瀬戸総合支所地域振興室 TEL (0894) 52-0113

三崎総合支所地域振興室 TEL (0894) 54-1113

5年後の農業を考える！

■ 中山間地域等直接支払交付金制度 協定加入農用地面積

(単位：㎡)

集 落 協 定 名	平成17年度	平成22年度	平成27年度	5年間 (H22～H27) の増減率
大 浜	376,786	348,595	329,276	△ 5.5%
中 之 浜	841,167	780,186	715,073	△ 8.3%
河 内	118,685	105,170	69,736	△ 33.7%
伊 方 越	20,408	19,008	廃 止	
亀 浦	159,672	151,878	123,331	△ 18.8%
中 浦	195,937	204,748	188,342	△ 8.0%
川 永 田	765,055	717,485	665,274	△ 7.3%
町見1ブロック	136,890	124,590	96,350	△ 22.7%
町見2ブロック	213,375	203,214	220,072	△ 26.7%
町見3ブロック	106,036	97,032		
ハ ッ 松	55,911	68,537	53,246	△ 53.1%
船 場	46,728	45,084		
町見5ブロック	158,869	131,881	102,851	△ 22.0%
町見6ブロック	271,206	196,086	156,223	△ 20.3%
湊・小中浦	167,809	149,274	—	
湊11ブロック	71,196	60,491	60,758	0.4%
湊10ブロック	103,073	65,214	分割合併	
町見7ブロック	55,081	57,304	39,039	△ 31.9%
二 見 乙	18,506	合 併		
亀 浦 個 別	25,737	25,737	25,737	0.0
小 計	3,908,127	3,551,514	2,845,308	△ 19.9%
三 机	188,263	162,027	121,330	△ 25.1%
足 成	307,307	312,738	198,408	△ 36.6%
塩 成	181,068	122,738	104,456	△ 14.9%
大 江	471,569	442,933	371,017	△ 16.2%
志 津	162,010	廃 止		
小 島	101,872	廃 止		
川 之 浜	303,441	252,249	—	
大 久	638,734	464,927	427,193	△ 8.1%
田 部	52,853	37,129	廃 止	
神 崎	143,855	103,391	82,218	△ 20.5%
高 茂	278,923	276,574	廃 止	
小 計	2,829,895	2,174,706	1,304,622	△ 40.0%

～人・農地プランの活用～

三崎東・西	1,177,774	1,059,361	852,246	△ 19.6%
高浦	86,591			
大佐田・佐田	192,029	159,647	162,597	1.8%
井野浦	148,615	133,602	133,510	△ 0.1%
与侈	98,878	76,496	74,114	△ 3.1%
串	140,592	127,199	廃止	
正野	65,126	67,034	廃止	
松	387,978	340,201	321,102	△ 5.6%
明神	191,711	129,075	58,036	△ 55.0%
二名津	780,090	663,873	534,183	△ 19.5%
平磯	212,358	204,444	199,053	△ 2.6%
釜木	59,426	52,291	26,389	△ 49.5%
名取	597,582	313,406	172,939	△ 44.8%
小計	4,138,750	3,326,629	2,534,169	△ 23.8%
合計	10,876,772	9,052,849	6,684,099	△ 26.2%

「△26.2%」。これは、何の数字でしょうか。中山間地域等直接支払交付金事業の協定加入面積で平成22年度と27年度を比較し減少した数字です。この事業に参加されていない農業者の方もおられますので参考にしかりませんが、耕作している農地が大幅に減少しているのは明らかです。これから5年後の本町の農業はどのようになっているのでしょうか。

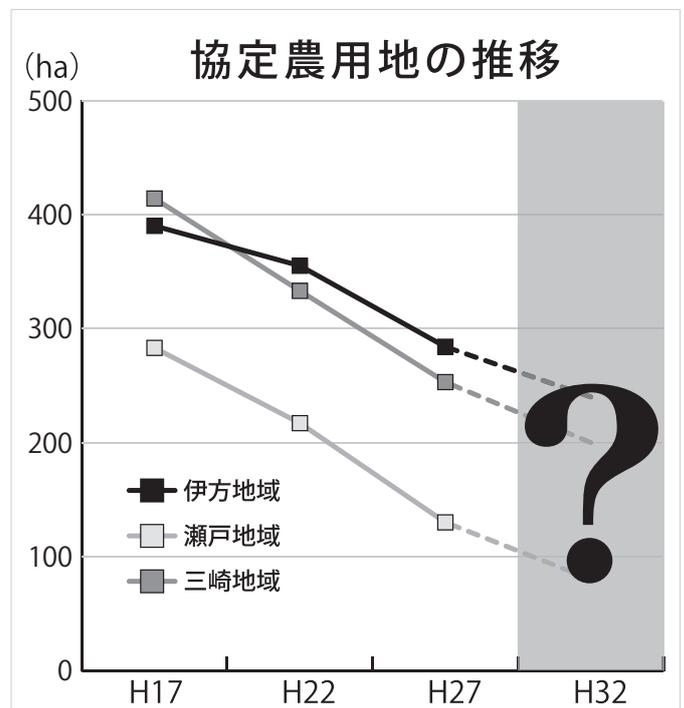
耕作放棄地の増加防止、新規就農者の確保、農業所得の増大等の取り組みを進めることにより地域の活性化が図られます。

全国には、過疎化・高齢化の問題を多様な工夫により地域再生に取り組んでいる地域があります。昭和40年代の「梅栗植えてハワイに行こう」というキャッチフレーズによる村おこしの大分県大山町、徳島県上勝町の葉っぱビジネス、「ゆず」で村を盛り上げた高知県馬路村等々。その土地で昔からあるものを見直し、地域のリーダーやコーディネーターを中心に「住民一丸」で取り組みを進めていることが共通しています。

現在の伊方町農業が直面している危機的状況を打開するためには、補助金や行政に頼るのではなく農業者ひとり一人が自分自身の問題として捉え取り組むことが重要です。問題解決のために住民が集い交流を行う

中で、地元への想いを再確認し全員で話し合うことが地域再生のアイデアを導き出す一歩につながります。

まず、町民のみなさんが集まる場には積極的に足を運び意見を出しましょう。全国の農村の動きに関心を持ちましょう。

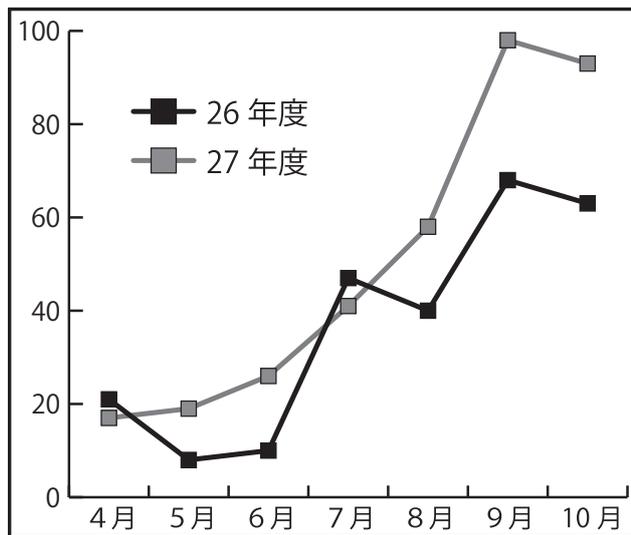


イノシシ捕獲実績

近年、イノシシによる農作物への被害が大きくなっています。また、人家付近での出没例もあり、人的被害も心配されています。そこで、伊方町はイノシシの総数を減らすため、猟期（11/1～3/15）以外の期間についても、継続的にイノシシを捕獲できるよう、町内各支部の猟友会員に有害鳥獣捕獲許可証を発行し、イノシシの捕獲を推進しています。

(※平成 27 年度の数字は暫定的なものです。)

月	月 別		H 2 7 捕獲頭数		
	2 6 年度	2 7 年度	伊方地区	瀬戸地区	三崎地区
4 月	2 1	1 7	6	7	4
5 月	8	1 9	3	4	1 2
6 月	1 0	2 6	4	9	1 3
7 月	4 7	4 1	6	1 1	2 4
8 月	4 0	5 8	5	2 8	2 5
9 月	6 8	9 8	1 0	3 6	5 2
1 0 月	6 3	9 3	3 1	3 3	2 9
合 計	2 5 7	3 5 2	6 5	1 2 8	1 5 9



イノシシに遭遇した時の注意事項

- イノシシに刺激を与えるような行動は絶対にしないでください。
- 家の中や、車の中など安全な場所に移動してください。
- 農業支援センターまですぐにご連絡ください。

伊方町農業支援センター
TEL 0894-38-2658

NEW FACE

伊方町の新規就農者を紹介！！

いむら ひろき
井村 大貴 さん

- 昭和62年5月25日生まれ
- 住 所：伊方町九町1-563
- 就農年：平成25年4月就農



自分の性格は	はずかしがりや。
就農のきっかけは	家の山を継ぐため。
農業に対するイメージは	毎日、大変！！
今後の目標は	少しずつ面積を増やしていきたい。
伊方町に望むことは	住みやすい町づくり。

鳥獣による農作物被害をなくすために！

✧被害対策は集落ぐるみで取り組むと効果的です！

しっかり勉強し、理解した上で適切な対応をしましょう。



集落内での研修



視察研修



現場での確認



集落内での共同作業

集落みんなで集落内を点検し、鳥獣の進入路や隠れ場所になるところを確認して、鳥獣を寄せ付けない環境づくりをしましょう。

- ✧ まずは、集落内をみんなで確認しましょう
- ✧ 農地に放置された商品にならない農作物や野菜クズ等の除去。
- ✧ 自家用果実はすべて収穫。
- ✧ 耕作放棄地や放任果樹を伐採。

野生鳥獣による農作物の被害は深刻な問題となっており、実態確認と分析のためセンサーカメラを設置し調査を行い、記録された映像からイノシシの生態行動などが確認できます。



センサーカメラ

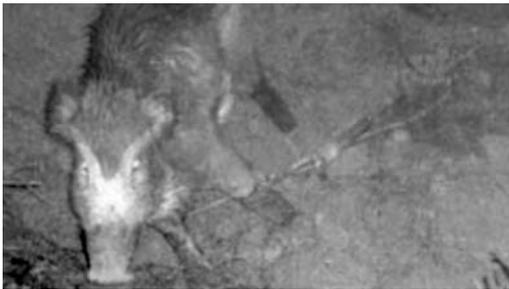


カメラに映ったイノシシ

生態と特徴を正しく理解し、 対策に取り組みましょう！

鳥獣による農作物の被害は、農家にとって深刻な問題となっています。伊方町でも、毎年多くの被害が発生しています。また、最近では、イノシシだけでなく、シカが目撃情報が伊方町でも聞かれるようになりました。今回はイノシシ、シカの生態と特徴を紹介します。よく理解して、被害対策に取り組みましょう。

イノシシの生態と特徴



■ 生態

本来は昼間活発に活動。人間を恐れ日没から夜間に行動。行動範囲は数km四方で、定着と移動を繰り返します。海を数km泳ぐこともあります。雑食性で人間の食べ物はすべて食べます。秋の堅果類は大好物。オスは単独生活。メスは子供や姉妹と群れを作ります。オスは交尾期に群れに入り、一夫多妻。自然界での寿命は、オスで6歳、メスで10歳程度。

■ 特徴

きわめて警戒心が強く、臆病。安全な場所では、大胆に行動します。学習能力は高く、光や音、においなどによる忌避効果は一時的。ジャンプ力は最大120cm。嗅覚は犬並み、鼻は70kg程度のものを持ち上げます。柵などの障害物があると飛び越えるより、まず潜り込むことをします。

シカの生態と特徴



■ 生態

昼夜関係なく行動。昼は森で、夜になると人里に現れ農作物を食害。行動範囲は50~100ha、季節により行動範囲が変動します。草食性で、植物はほとんど何でも食べます。オスは繁殖期以外単独またはオスグループで生活。メスは母親と娘の血縁関係のあるグループで生活。オスは発情期に「フィーヨー」という大きな鳴き声を発します。発情期は年に1回で、10月~11月頃。出産は5月~6月頃。通常は1産1仔。栄養状態がよければ、満1歳の秋に発情し約7割が妊娠。自然界での寿命は、オスで10歳、メスで12歳程度。

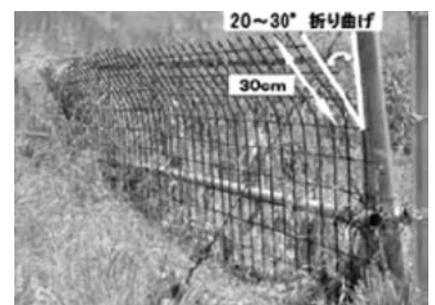
■ 特徴

抜群のジャンプ力で、1.8m柵を飛び越えることもあります。防護柵などの障害物は、飛び越えるより潜り込むことのほうが多い。蹄はあまり丈夫でなく足場の悪いところを嫌います。視覚、聴覚は人間と大差が無いが、嗅覚が発達。まず潜り込むことをします。

防護柵設置の注意点！！

まず潜り込もうとするので、地際に穴や隙間は作らないこと。トタンやワイヤーメッシュ柵の下部はしっかりと固定しましょう。シカ対策の場合は、飛び込みによる侵入に対応できるように2m以上確保すること。

柵は定期的に点検や除草等の管理を行いましょう。突破されてもあきらめず、補修、補強を行いましょう。



狩猟及び 有害鳥獣捕獲について

野生鳥獣の捕獲は法律により原則禁止

- 野生鳥獣の捕獲が認められているのは「登録狩猟による捕獲（以下、狩猟）」又は「許可による捕獲（中でも農業被害においては「有害鳥獣捕獲）」のいずれかの場合のみです。

農作物を野生鳥獣に荒らされて困ったら、有害鳥獣捕獲

- 野生鳥獣による農作物への被害を受けて、市町長の許可により捕獲できる制度です。
- 農作物被害を受けた場合は、伊方町農業支援センターに相談ください。

狩猟をするためには免許と狩猟者登録が必要

- 狩猟をするためには免許と狩猟者登録が必要で、有害鳥獣捕獲についても原則免許が必要です。
- 狩猟免許は「網」「わな」「第一種銃（装薬銃及び空気銃）」「第二種銃（空気銃）」の4種類。
- 免許所得者は年々減少し、所有者の高齢化が進んでいます。自ら鳥獣等の捕獲が出来るよう積極的な狩猟免許の取得をお願いします。

狩猟免許試験は例年8月と9月に実施

- 試験は例年8月と9月に1回ずつ計2回、東、中、南予5会場で実施されています。事前に県猟友会が主催する初心者予備講習会が開催されており、狩猟についての基礎知識の勉強が出来ます。（研修費必要）

銃器で捕獲するには、別に鉄砲所持許可が必要

- 銃器で捕獲するには、猟銃等講習会や射撃教習、技能講習等を受け鉄砲所持許可を申請するようになります。
- 鉄砲所持許可に関する問い合わせ窓口は、各地域を管轄する警察署の生活安全課です。

狩猟免許がなくても捕獲できる場合

- 狩猟期間中に可猟区域内で、農業者が農作物被害が発生する自作地で、「囲いわな」を用いて狩猟鳥獣を捕獲する事ができます。
- モグラやネズミについては、農業者自らの事業の範囲内において行う捕獲です。

捕獲行為の 区分概念図

◎捕獲の時期と場所

区 分	時 期	場 所	
		捕獲禁止の場所	捕獲禁止の場所以外
狩猟	狩猟期間 11/15～2/12 イノシシ、シカのみ 11/1～3/15	×	○
有害鳥獣捕獲	許可期間（別表 許可基準）	○（許可区域）	

◎有害鳥獣捕獲の許可基準（抜粋）

予察捕獲の場合は、下記基準にかかわらず、被害発生予察に基づき計画的に捕獲を行うものとする。

許可 権者	鳥獣名	許可基準					被害農林水産物等	
		方 法	区 域	時 期	日 数	捕獲羽(頭)数		許可対象者
市 町 長	スズメ	銃器・網	被害等区域	随 時	60日以内 ※被害が甚大で長期にわたる場合は、90日以内。 ※ニホンザルのみ、箱わなによる場合は、6ヶ月以内。	被害等の防止を目的を達成するために必要な羽(頭、個)数	被害者又は被害者から依頼された者	水稻
	ヒヨドリ	銃器						果樹、畑作物等
	カラス	銃器・わな						水稻、畑作物、人畜、施設等
	イノシシ	銃器・わな						水稻、畑作物、人畜、施設等タケノコ、畑作物、果樹、スギ、ヒノキ、施設等
	ニホンザル	銃器・わな						果樹、シイタケ、タケノコ、水稻、畑作物、人畜、施設等
	ハクビシン	銃器・わな						果樹、畑作物、シイタケ等
	ニホンジカ	銃器・わな						造林木、果樹、畑作物等
その他	地域の特性や被害等の状況に応じて効果的な捕獲方法を検討し、個別に対処する。							

営農だより

① 晩柑類腐敗防止剤散布

品 種	時 期	薬 剤	倍 数	収穫前日数	年間使用回数
デコポン	12/下 ~1/上	ベンレート(水) +ベフラン(液)	4,000倍	7日	4回
			2,000倍	前日	2回
サンフル	12月~1月	マデックEW +ベフラン(液)	2,000倍	10~20日	1回
			2,000倍	前日	2回

↑
ベフラン(液) 購入時は、印鑑を持参下さい。(劇物です)

② 晩柑類採収

共選等の収穫指示に従って、適期採収を行なって下さい。

③ 晩柑類の予措・貯蔵

品種によって、予措、貯蔵方法は異なります。下記を参考にして下さい。

特に貯蔵中は、果実の入れすぎ等により加湿になりやすいので、換気扇、戸の開閉により室内空気を循環させるとともに、坪当たり貯蔵量1トン以下を厳守する。

ヘタ落ち、ヤケに注意するとともに、定期的に点検し腐敗果を除去する。

柑橘の予措程度と貯蔵条件の目安

品 種	貯蔵区分	予 措	貯 蔵	
		減量割合(%)	温度(℃)	湿度(%)
伊 予 柑	短期貯蔵	3~5	8~9	85
ポンカン		5~7	4~5	80
デコポン		3~5	6~8	85~90
清 見		しない	5~8	80~90
サンフルーツ	短期貯蔵	4~5	5~8	80~85
	長期貯蔵		3~5	

※ 伊 予 柑・・・専用貯蔵庫がない場合は、新聞紙を利用する(コンテナ内面に敷く)。

※ ポンカン・・・予措は、比較的暖かい部屋で行う。

※ デコポン・・・予措は、ゆっくりと行う。長期貯蔵の場合は、ポリ個装を行う。

※ 清 見・・・大袋を利用する。長期貯蔵の場合は、ポリ個装を行う。

※ サンフルーツ・・・長期貯蔵の場合は、ポリ個装を行う。

確定申告に関するお願い

①研修会には必ずご参加ください

研修会としてお集まりいただく時は、大切な話や重要書類を配布することがほとんどです。どうしてもご都合がつかない時は、必ず担当者へご連絡下さい。

(ご連絡頂いた方は別途対応させていただきます)

②提出書類等は丁寧に記入し、期限をお守り下さい

確定申告に関連する書類（年末調整関係・変更届関係等【青申】、決算用集計表等【白申】）は、「皆さんが決算や申告を行なうために必要な書類」です。

皆さん自身が、スムーズな決算・申告を行なうためにも、書類は丁寧に記入し、提出期限は必ずお守り下さい。

③控除関係等の必要書類・添付書類は厳密に保管し、提出して下さい

毎年、必要書類を紛失等で、再発行をお願いされる方が多数いらっしゃいます。以下の書類は、申告に必要なになります。無い方は、事前に再発行の手続きをお願いします。

- 公的年金・個人年金等の源泉徴収票
- J A 出資配当・株式配当の証明書
- 国民年金・農業者年金等の掛金払込証明書
- J A 共済等の掛金払込証明書
- その他、給与等の源泉徴収票や共済等の満期金受取証明書

特に公的年金の源泉徴収票や掛金払込証明書は、社会保険庁からの再発行になります。

依頼時期によっては、1週間から10日以上かかる場合があります。

自信の無い方は、年金関係のハガキや書類・J Aからの証明書関係が届いたら、決して独断で選別・処分せず、全部保管して決算相談時にお持ち下さい。

※特に白色申告の方は、今年からJ A職員による申告書の作成が出来ません。市役所税務課または税務署での申告になります。その時に必要書類が無ければ、申告書が完成しません。昨年までの様に、書類が揃うまで申告書をJ Aで預かり、職員による申告書の提出もできません。書類の再発行等で市役所税務課との合同の相談会に間に合わない場合は、自己責任で、市役所税務課又は、税務署を訪ねてください。

☞決算相談会前にJ A関係の証明書紛失が確認できた方は、早急に各支店・事業所の窓口で「再発行手続き」を行ない、相談会当日に持参できるよう書類を保管して下さい。

④医療費の領収書等は自分で集計して下さい

医療費控除を受けられる方、領収書は、全てご自分で集計して下さい。

医療費控除申請用紙は研修会での配布いたしますので、ご利用ください。

特に、医療費控除に関する質問は、内容によっては、J A担当者ではお答えできない場合もございます。その際は、税務署、医療機関等にご相談ください。

農作業支援

稼働中

一生懸命
がんばってます!!

■ 中晩柑類の収穫・運搬作業
■ 春の管理作業（剪定・草刈・春肥）
はもとより防風垣の手入れなど、
重労働・日頃行き届かない仕事、
おまかせください。

◎ 中晩柑（伊予柑・ポンカン・デコポン・清見等）収穫・運搬作業

◎ 春の基本管理作業

みかん・中晩柑・柿・キウイの剪定（補助）

（十分な技術ではありませんので、指示の範囲でよければ）

春肥の施用

草刈・除草剤の散布、防除作業

◎ 改植や高接作業

伐採・枝の片付け、高接作業の補助

◎ 放任園の伐採

隣接する放任園、クーラーブロック内の放任園に困っている方、
放任園伐採事業と農作業支援を使って負担を抑えて実施できます。



農家の方と一緒に作業します、指導・指示をお願いします。

随時申込み受け付けています。

お近くの営農管理センター・事業所等に問合せ下さい。

伊方営農管理センター ・ 町見事業所 ・ 瀬戸出張所 ・ 三崎出張所

38-0385

39-0311

53-0211

54-1122

（本店営農指導部 農家支援課 TEL 24-1115）

農作業支援希望申込書

《 負担金額 1日 8,000円 》

申 込 日	平成	年	月	日
住 所	〒			
申込者氏名	Ⓜ		年齢	才
電話番号				
F A X				
携帯番号				

1	希望作業内容	(出来るだけ詳しく記入下さい)
2	支援希望日	月 日頃 ~ 月 日頃
3	希望人数	名を 日ぐらい (人役)
4	予定作業場所 (園地名・地番)	(面積 a)
5	備 考	

農作業支援を希望される方は下記の事項をご確認いただき必要事項を記入の上、最寄の営農管理センター・出張所・事業所に提出ください。作業(支援)計画をたて早めに申し込み下さい。

草刈機・チェーンソーをJAから持込んで作業する場合は、リース料金 2,000円/日です。(燃料だけ準備して下さい)

1. 限られた作業員人数ですので希望に応じることができない場合もあります。
2. 一日¥8,000の日当負担金を後日口座引落で徴収します。
3. 勤務時間 8:00~17:00 休憩60分(実働8時間)、一日単位。
4. 作業監督・労務管理のため、また事故対応のため一緒に作業を行ってください。
(農作業の手順ノウハウ等をできるだけ細かく指示・指導をお願いします。)
5. 作業に必要な農機具・工具等及び消耗品(ガソリン・混合油・サソテ等)の準備をお願いします。
6. 高度な技術を要する作業及び危険を伴う作業はできません。
7. 天候及びその他やむを得ない事情で作業ができない場合、中止する場合は双方で協議してください。

老後の備えは **農業者年金** で安心!



女性農業者の皆さんへ あなた自身の年金を!

老後の備えは万全ですか?

現在65歳の農業者年金受給者の平均余命は、男性が22年(87歳)、女性が27年(92歳)です。

女性の老後は男性以上に長い道のりです。

日本人の平均余命は、男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。

女性農業者の長い老後を
しっかりサポートします

農業者の老後の生活の収入は、 **国民年金+農業者年金**が基本です!

国民年金の支給額は月額最高6万5千円、夫婦お二人で約13万円です。

一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万8千円が必要となるデータがあります。

→月額約10万円不足!

国民年金の不足分を
しっかりカバーします

家族経営協定を結べば 保険料の国庫補助も 受けられます。

認定農業者で青色申告をしている方と家族経営協定を結んで農業経営に参画している配偶者も保険料の国庫補助が受けられます。

女性の農業経営への参画を
しっかり応援します!

※家族経営協定についての
詳細は裏面をご覧ください。

農業者年金の加入には 農地の権利名義は 要りません。

ご主人だけが農業者年金へ加入していたとしたら、先にご主人が亡くなった時、あなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。一人一人の備えが大切です。

自らの力で
老後に安心を!

農業者年金に夫のみ加入した場合と夫婦で加入した場合の比較

夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で保険料月額2万円で通常加入し、農業者年金加入者の平均余命(男性87歳、女性92歳)まで生存するとして比較

	65歳~87歳の年金額(夫婦)		88歳~92歳の年金額(妻のみ)	
ケース1 農業者年金に 夫のみ加入	国民年金	夫 月額6万5千円 計 月額13万円	妻 月額6万5千円	国民年金 妻 月額6万5千円
	農業者年金	夫 月額4万5千円		農業者年金 なし
	合計: 月額17万5千円		合計: 月額6万5千円	
ケース2 農業者年金に 夫婦で加入	国民年金	夫 月額6万5千円 計 月額13万円	妻 月額6万5千円	国民年金 妻 月額6万5千円
	農業者年金	夫 月額4万5千円 計 月額8万3千円	妻 月額3万8千円	農業者年金 妻 月額3万8千円
	合計: 月額21万3千円		合計: 月額10万3千円	

※農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率は0.75%として行っています。
※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。